


平成30年3月12日の防衛大臣からの省内幹部への指示について

第17回定例幹部会議（平成30年3月12日開催）における小野寺防衛大臣から口頭により行われた指示事項は、以下のとおりです。

国会では森友学園の文書の書き換えが問題となっているが、昨年は日報問題で防衛省・自衛隊が国民からの御批判を受けた。今回の関連で防衛省はその後どうしたのかとみられることもあろう。あらためて情報公開、行政文書管理、情報保全を徹底してほしい。

（注）出席者

防衛大臣、福田防衛大臣政務官、大野防衛大臣政務官、折木政策参与、西政策参与、事務次官、大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、人事教育局長、田中地方協力局次長（地方協力局長代理）、衛生監、施設監、土本審議官、青柳報道官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚副長（海幕長代理）、航空幕僚副長（空幕長代理）、情報本部長、防衛装備庁長官、防衛監察監、防衛研究所副所長、文書課長



文書課長（大臣官房総務課長）はこの大臣指示の時点で、イラク日報の存在を知っていた！

イラクの「日報」等の問題に係る主な再発防止策について

30.5.23
防衛省

1. 大臣の指示・命令を履行する体制の強化

- 防衛大臣等からの重要な指示・職務命令等は文書に具体的に明記
- 上記の指示等は、課長等に伝達し、回答も課長等の決裁を得ることを義務付け
- 上記の指示等がなされた場合、担当部局等が大臣官房に連絡し、実施状況や調整状況を大臣官房に報告することを義務付け

2. 行政文書の電子ファイル化による的確な行政文書管理・情報公開への対応

- 電子決裁システムへの移行を加速
- 担当部署の責任者等に対応状況を報告することを徹底

3. 行政文書管理・情報公開に関するチェック体制の強化

- 行政文書管理・情報公開について監察を担当する組織を新設
(※) 南スーダンPKOの日報問題に係る再発防止策として、平成29年8月、大臣官房文書課に情報公開査察官を設置し、情報公開請求において不存在による不開示決定がなされた場合に、関係部署への査察を実施。
- 部外有識者から指導・助言を受ける枠組みを構築

4. 行政文書管理・情報公開等に関する個々の隊員の意識改革

- 隊員の業務遂行に必要な判断力を向上するための研修を充実
- 行政文書管理・情報公開等を人事評価の項目とすることを検討

5. 情報公開等に迅速かつ確実に対応できる組織づくり

- 電子ファイル化された行政文書を一元的に保有・把握するための体制を検討
- 特に統幕においては、専属体制を強化。その一環として、「日報」について、行政文書管理・情報公開等に熟達した隊員OBの非常勤職員としての活用等

イラク等の日報問題に係る関係者の処分について

1 大野大臣政務官調査チームの報告書（陸自研究本部「日報」）に係る処分

- ・統幕辰巳総括官
(現：大臣官房審議官) 訓戒
- ・統幕参事官付職員
(現：大臣官房秘書課職員) 戒告
- ・陸自研究本部荒井総合研究部長
(現：陸自教育訓練研究本部研究部長) 訓戒
- ・陸自研究本部総合研究部田丸教訓課長
(現：陸自教育訓練研究本部主任訓練評価官) 戒告
- ・陸自研究本部教訓課員
(現：防衛政策局運用政策課職員) 減給1月1/30
- ・陸自研究本部教訓課員
(現：陸自教育訓練研究本部訓練評価部職員) 注意

2 防衛大臣への報告遅れに係る処分

- ・統幕鈴木総括官 訓戒
- ・統幕山野参事官
(現：統幕首席参事官) 注意
- ・大臣官房三原文書課長 注意
- ・大臣官房文書課企画調整官 口頭注意

3 航空幕僚監部「日報」に係る処分

- ・空幕運用支援・情報部稲月運用支援課長
(現：空自第9航空団司令) 口頭注意

4 陸上自衛隊国際活動教育隊「日報」に係る処分

- ・国際活動教育隊員 訓戒
- ・国際活動教育隊員 注意

5 指揮監督に係る処分

- ・豊田防衛事務次官 口頭注意
- ・河野統合幕僚長 訓戒
- ・山崎陸上幕僚長 口頭注意
- ・高橋大臣官房長 口頭注意

※防衛事務次官以下17名処分

(処分内訳：減給1名、戒告2名、訓戒5名、注意4名、口頭注意5名)